

「機能強化加算」のお知らせ

よって在宅診療所は、「かかりつけ医」機能を有する診療所として届出を行い、2022年4月1日より機能強化加算を算定させていただきます。

- 健康診断の結果などの健康管理に関わる相談に応じます
- 保健、福祉サービスの利用などに関する相談に応じます
- 訪問診療を行っている患者様に対し、夜間・休日の問い合わせへの対応を行います
- 必要に応じて、専門医、専門医療機関を紹介します
- かかりつけ医機能を有する医療機関は医療機能情報提供システムにて検索できます

ご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

2022年4月1日

よって在宅診療所 所長 梅村 想